

令和6年4月行政組織改正について

行政組織改正については、社会経済情勢の変化や行政課題に適時・適切に対応するとともに、市民にとっての利便性やわかりやすさ、業務の実施における連携や効率性の確保に留意して実施することとしている。

先般全庁的に実施した、現状の組織や事務分掌のほか、今後新規に発生する事務の課題やあり方などについての調査結果を踏まえ、以下のとおり行政組織改正を行う。

1. 概要

- ・新型コロナウイルスワクチン接種推進室は、迅速かつ適切に市民へのワクチン接種を開始できる体制を構築するために令和3年1月に設置したが、令和5年5月8日以降感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行され、令和6年度から特例臨時接種から定期接種化されることに伴い、今後は他の予防接種と同様の取扱いとするため、健康生きがい支え合い推進部「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を廃止する。
- ・幼児教育・保育課内のそれぞれの役割を明確に分担し、保育園の整備事業を推進する組織体制を構築するため、こども未来部幼児教育・保育課に「施設係」を新設し、保育施設の配置、整備及び管理に関する事務を所管する。

2. 組織の増減

1課減の14部68課3市民センター（支所）151係となる。